

諏訪産業集積研究センター 定款

(総 則)

第 1 条 本会は諏訪産業集積研究センターという。英文名を Suwa Industrial Accumulation Research Center、略称を SIARC とする。

第 2 条 本会は、日本の製造業の特色である中小企業が地域に多数、立地し、同時に観光資源など多くの地域資源を持ち多様で高度なものづくりを可能にしている工業集積の代表地である諏訪を中心に、今後の新しい工業集積 や地域の社会経済のビジョンを考え、新しい地域ビジネスのあり方を模索すると同時に人材育成や地域の社会経済の活性化に貢献することを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため次の非営利事業を行う。

- (1) 総会および研究会の開催
- (2) 機関紙等の発行
- (3) 講演会の開催
- (4) その他必要な事業

(会 員)

第 4 条 本会には次の会員を設ける。

- 1) 正会員 本会の目的に賛同した個人
- 2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、会費を納入した法人または団体
- 3) 名誉会員 本会の目的の達成および発展に尽くし、理事会で承認された個人、法人または団体

第 5 条 本会の入会には理事会の承認を必要とする。

第 6 条 会員は本会の諸活動に参加し、機関誌等の配付を受けることができる。

第 7 条 会員は総会の定めた会費を納入するものとし、会費を 2 会計年度滞納した者は理事会の承認をもって、会員の資格を失う。

(組 織)

第 8 条 本会の重要事項を議決する最高機関は総会とする。

- 1) 総会は、会員で構成する
- 2) 総会は、年 1 回開催し、役員を選出結果報告、活動計画、活動報告、会計報告、定款の変更およびその他の重要事項について審議、決定する
- 3) 決定は、出席会員（含む委任状）の過半数の承認を必要とする
- 4) 総会は、会員の 1/3 以上（含む委任状）の出席をもって成立する

第 9 条 本会の活動全般にわたる審議・執行機関として理事会をおく。

2 理事会の運営に関し、必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

第 10 条 理事会は会長の招集により随時開催される。

第 11 条 本会の日常業務を執行するため事務局をおく。

第 12 条 本会の目的を推進するために次の委員会を設ける。

- (1) 機関誌等の発行、研究会等の企画・遂行にあたる企画委員会
- (2) 大学・研究機関との交流活動を行う学術委員会
- (3) 企業・地域との交流活動を行う交流委員会
- (4) その他必要な委員会

2 各委員会の委員は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

3 委員会の運営に必要な事項は理事会が定める。

(役 員)

第 13 条 本会は会務執行のため、次の役員をおく。

- 1) 会長 1 名
- 2) 副会長 2 名以内
- 3) 理事 10 名以上 20 名以内
- 4) 監事 2 名

第 14 条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1) 会長は会務を主宰し、本会を代表する
- 2) 副会長は会長の任務を補佐し、必要に応じて代行する
- 3) 理事は理事会を構成し、会長を補佐して本会の運営にあたる
- 4) 監事は業務および会計を監査する

第 15 条 役員の選出方法は諏訪産業集積研究センター役員選出規定によるものとする。

第 16 条 役員の任期は 2 年とし、事故・長期出張等による欠員の場合、理事会は必要に応じてその残任期間を補充・代行する役員をおくことができる。

第 17 条

- 1) 理事の再任を妨げない
- 2) 監事の再任を妨げない

第 18 条 本規約第 13、16、17 条の規定にかかわらず、研究会等開催のために必要な場合、会長は任期 1 年の理事若干名を任命することができる。

(理事の職務)

第 19 条 本会に、企画、学術、渉外、総務および財務担当の理事を置く。

- 1) 企画担当理事は、企画委員会の長を兼ねる
- 2) 学術担当理事は、学術委員会の長を兼ねる
- 3) 渉外担当理事は、交流委員会の長を兼ねる
- 4) 総務担当理事は、事務局長を兼ねる
- 5) 財務担当理事は、会計責任者を兼ねる

(会費および会計年度)

第 20 条 本会の会費は総会で定める。

第 21 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、決算は総会に報告する。

(細 則)

第 22 条 本会の事業の執行に必要な細則は、理事会がこれを定める。

(表 彰)

第 23 条 本会の発展に功労のあったものに対し、表彰することができる。

(附 則)

第 24 条 本会の事務局の設置場所は、理事会の議を経て会長が定める。

第 25 条 本定款の改廃は、総会の議を経なければならない。

第 26 条 本定款は 2007 年 4 月 7 日より施行する。

第 27 条 本会の、設立当初の会員および役員は、第 5 条および第 15 条の規定にかかわらず、別紙の会員名簿および役員名簿のとおりとし、役員名簿にある役員候補については、所属機関の許可が得られた段階で役員とする。なお、これらの役員の任期は、第 16 条の規定にかかわらず、2009 年 3 月 31 日までとする。

第 28 条 本会の設立当初の会計年度は、第 21 条の規定にかかわらず、2007 年 4 月 7 日から 2008 年 3 月 31 日までとする。